

平成24年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市総合保健センター条例の一部改正について

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月4日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例

函館市総合保健センター条例（平成14年函館市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

区 分	単 位	金 額
B C G 接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づくものを除く。）	1 回	320円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

総合保健センターにおいて急性灰白髄炎の予防接種を行わないこととするため